

緊急事態宣言に伴う、調布市教育委員会所管施設の臨時休館及び使用時間等の変更について

1 調布市八ヶ岳少年自然の家の臨時休業日

令和3年1月8日から同年2月7日まで

2 使用時間又は開館時間を変更する対象施設並びに変更後の使用時間又は開館時間及び変更期間

(1) 調布市教育会館（会議室に限る。）

ア 午前9時から午後5時まで

イ 令和3年1月10日から同年2月7日まで

(2) 調布市青少年交流館

ア 午前10時から午後6時まで

イ 令和3年1月8日から同年2月7日まで

(3) 調布市公民館（調布市北部公民館を除く。）

ア 午前9時から午後4時30分まで

イ 令和3年1月9日から同年2月7日まで

(4) 調布市公民館（調布市北部公民館に限る。）

ア 午前9時から午後4時30分まで

イ 令和3年2月2日から同年2月7日まで

(5) 調布市立図書館（調布市立中央図書館に限る。）

ア 午前9時から午後5時30分まで

イ 令和3年1月12日から同年2月7日まで

3 使用時間を変更する学校施設及び変更後の使用時間

(1) 学校施設

調布市立調和小学校プール

(2) 変更する期間

令和3年1月12日から同年2月7日まで

(3) 変更後の使用時間

- ア 条例第4条第2項に規定する一般使用 午前9時から午後7時まで
 - イ 条例第4条第3項に規定する貸切使用 午前10時から午後6時まで
- で

4 使用日を変更する学校施設及び変更する使用日

(1) 学校施設

調布市立調布中学校弓道場及び調布市立調布中学校テニスコート

(2) 変更する使用日及び変更内容

令和3年1月8日から同年2月7日まで 使用休止

5 理由

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため